

令和5年6月吉日

北中会会員の皆様

北中小学校校長 日下 宏之  
北中会会長 吉田 拓也

所沢市立北中小学校『北中会』が加入する  
普通傷害保険および賠償責任保険について

北中小学校『北中会』は、『北中会』活動中に発生した事故等による傷害および対人・対物賠償を補償するため、(1)普通傷害保険と(2)賠償責任保険の2つに加入しています。

**【被保険者】**

- (1) 傷害保険の被保険者は、①『北中会』会員ならびに児童、②『北中会』会員の同居の親族、③『北中会』行事への参加が事前に『北中会』より認められている者です。
- (2) 賠償責任保険の被保険者は、①『北中会』、②北中小学校児童、③北中小学校児童の親権者等の法定の監督義務者です。

**【補償期間】**

補償期間は、令和5年6月15日から1年間です。

\*毎年更新します。

**【注意していただきたい事柄】**

- (1) 適用の対象は、『北中会』が主催あるいは共催する行事中に発生した事故です。  
『北中会』主催・共催行事には、必ず『北中会』会長名入りの案内文書が配布されます。
- (2) 『北中会』行事に参加するための所定の場所と自宅とのあいだの、通常の経路の往復中を含みます。  
途中に寄り道等をされた場合には補償の対象とはなりませんので、ご注意ください。  
『北中会』行事に参加するための所定の場所』が北中小学校外となる場合もあります。
- (3) 小学校の管理下で発生した傷害は、「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」の対象となるため、『北中会』加入の傷害保険は適用されません。
- (4) 『北中会』役員が行事計画を遂行するために必要な調査活動、打合せ、準備等の活動中に被った傷害も補償の対象です。
- (5) 『北中会』活動のために第三者から借用した財物などを破損したことによって、管理者として北中会が法律上の賠償責任を負った場合に補償します。  
『北中会』会員からの借用財物は補償の対象に含まれませんので、ご注意ください。
- (6) 北中小学校児童の弟妹等である未就学児のお子様が、『北中会』行事に参加していて、他

の誰かに怪我を負わせてしまったり、施設や財物などを破損してしまった場合には、『北中会』加入の賠償責任保険による保険金支払い案件とはなりませんので、ご注意ください。

### 【補償内容】

事故の種類	見舞金額と支給区分		
死亡	200万円		
後遺障害	(14級に区分) 6万円～200万円		
傷害医療	入院の場合	1日につき 2,500円	入院・通院を合計して180日が限度
	通院の場合	1日につき 1,500円	
賠償責任	身体	1名 5,000万円 1事故 1億円	身体・財物とも1事故につき 1,000円は自己負担
	財物	1事故 300万円	
	保管物危険	1事故 10万円 補償期間中 500万円	1事故につき 5,000円は自己負担

### 【事故が起きてしまったら】

- ・すみやかに学校および『北中会』役員にご報告をお願い致します。
- ・保険金支払いの申請には、『北中会』会長による証明書と、『北中会』主催・共催行事の案内文書のコピーが必要となります。
- ・当該の事故が保険金支払い案件に該当するか否かの判断は、『北中会』役員ではなく、保険会社の担当者が下すものであることをご承知おきください。

※ 令和5年6月14日までは、前年度契約した保険（保険内容同様）が適応されます

※ ご質問等があれば、北中会本部役員までご連絡ください